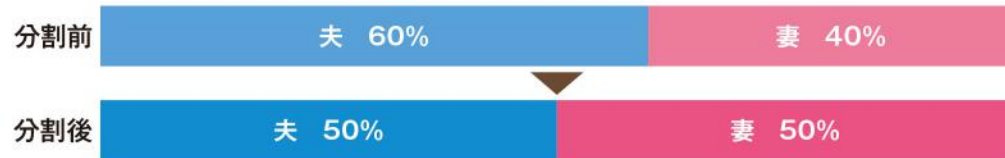


年金分割と按分割

婚姻期間の厚生年金の標準報酬月額（給与相当額）と標準賞与額（賞与相当額）を夫婦それぞれ合計し、多い方から少ない方へ年金分割をしたとき、分割を受ける方の分割後の持ち分を表したものが「按分割」。按分割の上限は50%。

例：共働き夫婦が按分割合50%で分割した場合

標準報酬月額と標準賞与額の合計を「標準報酬合計額」といいます。  
図の%は、婚姻期間中の夫婦あわせた標準報酬合計額に対する割合です。



※将来の老齢厚生年金の計算は…  
それぞれ分割後の年金記録に基づいて年金額が計算される。

離婚時の年金分割 知っておきたいポイント

- ① 分割手続きの期限は、原則として離婚した日の翌日から2年
- ② 分割の対象記録は、婚姻期間中の夫婦の厚生年金の記録
- ③ 共働きの期間だけでなく、共働きでない期間も分割の対象
- ④ 按分割合の「合意が必要ない期間」と「合意が必要な期間」がある

◆ **合意が必要ない期間**（届け出のみで50%ずつに分割）  
平成20年4月1日以降に夫婦の一方が国民年金の第3号被保険者だった期間（厚生年金に加入する配偶者の扶養に入って、第3号被保険者の届け出をした期間）は、厚生年金加入者の記録の半分を届け出のみで相手（第3号被保険者だった人）に分割する。

◆ **合意が必要な期間**（合意できない場合は裁判手続きにより決める）  
上記以外の婚姻期間。たとえば、次のような期間。  
● 夫婦ともに厚生年金に加入していた期間  
● 夫（妻）が厚生年金に加入し、妻（夫）は自営業等の収入があつて国民年金の第1号被保険者だった期間  
● 平成20年3月以前に夫婦のどちらかが第3号被保険者だった期間

⑤ 分割のための「情報通知書」請求は、年金事務所へ

◆ **夫婦どちらかが請求した場合**  
● 離婚している場合は、それぞれに交付  
● 離婚していない場合は、請求した方のみに交付

Topics

年金分割後の年金受け取り、再婚、死亡

年金分割後の年金記録に基づく老齢厚生年金は、生年月日に応じた年金支給開始年齢から支給されます。ただし、年金分割によって増えた厚生年金記録は老齢年金を受けるために必要な期間として数えないので、老齢年金を受けるためには、自分自身の必要な加入期間があることが前提となります。

なお、年金分割後に再婚しても、元配偶者が死亡しても、年金記録が元に戻ることはありません。



横山玲子  
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>

離婚すると年金はどうなるの？

今回は、共働きご夫婦の場合を中心に、  
離婚時の年金分割の概要について説明します。



先生  
社会保険  
労務士

彩子  
42歳  
専業主婦

離婚時の年金分割の基本

① 年金分割の分割対象は「年金額」ではなく  
「厚生年金保険料の納付記録」

厚生年金保険料の納付記録とは…

厚生年金では、保険料の決定や将来の年金額の計算の基礎として、給与の総支給額を等級表に当てはめた「標準報酬月額」が記録されています。また平成15年4月以降の賞与は1,000円単位で「標準賞与額」が記録されています。

② 「半分」とは「半分ずつ分けること」

共働きの場合は、婚姻期間の夫婦の標準報酬月額と標準賞与額の合計の50%を上限に、分割割合を話し合いによる合意で決定します。合意できない場合は、裁判手続きにより決めることができます。

③ 共働きでない期間も分割可能

ただし、分割割合の合意が必要な期間と、必要でない期間があります。

**彩子** 離婚を考えている姉から、離婚すると夫の年金の半分をもらえるという話を聞いたのですが、どういうことでしょうか？

**先生** 離婚したときの年金分割のことですね。分割対象は「年金額」ではなく「納めた厚生年金保険料の記録」です。  
**彩子** 姉は共働きです。夫の厚生年金保険料の半分を姉がもらおうと、姉の年金記録は、自分と夫の半分の厚生年金保険料を納めたことになるのですか。

**先生** 「半分」というのは、「婚姻期間の夫婦の厚生年金保険料の納付記録を合わせた総額の半分」という意味で、半分を上限に年金記録を分けるという  
**彩子** 夫に知られずに調べられますか？  
**先生** 離婚前に夫婦のどちらか一人が情報を請求した場合は、請求した人のみに情報通知書が交付されます。

**彩子** そうでしたか。お互いの給与収入の合計を半分ずつに分けるイメージですね。

**先生** 婚姻期間や夫婦の収入によって、年金分割をしても期待するような効果がないこともあります。まずは、年金分割をした場合の情報を年金事務所まで調べてみてはどうでしょう。50歳以上なら、分割後の年金見込額まで試算できますよ。